

## 原子力災害時の支援協力に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と中京大学（以下「乙」という。）との間に、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を起因とする原子力災害が発生し、又は発生が予想される場合において、乙の施設を甲の避難中継所として使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を避難中継所として使用するために必要となる事項を定めることにより、原子力災害時における住民等の迅速かつ安全な避難に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第二条第一項に定める原子力災害をいう。

2 避難中継所とは、原子力災害発生時において政府の指示等により避難又は一時移転の対象となった住民等（以下「避難住民等」という。）が、避難先を指定され、自家用車等を留置し、国や県が確保するバス等の輸送手段に乗り換える拠点をいう。

### （支援協力）

第3条 甲は、避難中継所設置の必要があると認めるときは、乙に対し、施設等の使用について支援協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面により行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、業務に支障のない範囲で、できる限り受託するよう努めるものとする。特に、乙が他の自治体等と災害時連携に係る協定を締結している場合は、当該協定に基づく対応を優先し、可能な範囲で協力するものとする。

### （支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

- 一 避難車両の保管場所、避難住民等のトイレ施設の提供
- 二 避難中継所の運営に係る車両及び資機材等の一時集積・保管場所等の提供
- 三 その他、甲乙の協議により行なう支援協力

### （運営）

第5条 避難中継所の運営期間は、原則として30日以内とする。ただし、必要により、甲乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 甲は、避難中継所の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行なうものとし、定期的に乙に対して現状報告等を行い、情報共有を図るものとする。

### （費用負担）

第6条 第4条各号に掲げる支援に要した費用は甲が負担する。

2 前号に規定する費用の額は、乙が定める使用料その他の料金等を基準に、原則として実費相当額とする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条に規定する費用について、速やかに甲に請求するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲が乙及び第三者に損害を加えた場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、甲が賠償するものとする。

- 一 当該損害が乙の故意若しくは重大な過失による場合
- 二 当該損害が乙の締結した損害保険契約による給付若しくは第三者からの損害賠償等により補償される場合

(留意事項)

第9条 甲は、乙の支援を受けるにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- 二 乙の業務に支障をきたさないよう配慮すること。
- 三 避難中継所を閉鎖するときは、原状に復すること。
- 四 乙の学生、教職員、その他関係者の安全を確保するよう最大限の注意を払うこと

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和6年7月25日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれもが書面をもって協定解約の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 乙の施設の形状変更等により避難中継所としての要件を欠く事由が発生した場合は、本協定を解約するものとし、乙は甲に対し、文書で直ちに通知するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事 鈴木 康友



乙 愛知県名古屋市昭和区八事本町101-2  
中京大学長 梅村 清英

